

博物館だより

No.22

平成 20 年 2 月 1 日
 みやこ町歴史民俗博物館発行
 福岡県京都郡みやこ町豊津 1122-13
 TEL 0930-33-4666
 FAX 0930-33-4667

友の会主催 文化講演会のお知らせ

友の会が主催する文化講演会が以下の日程で行われます。会員外の方も聴講いただけますので、ぜひお集まりください。

■日時 平成20年2月23日(土)

■場所 博物館 研修室

■講師 岡山理科大学教授

亀田 修一先生

■演題 「豊前の古代寺院」

■備考 会員外の方は資料代として実費300円が必要です。

2月期歴史講座のご案内

【漢詩文講座】

2月7日(木) 9:30~

【古文書講座】

2月9日(土) 10:00~

【古典かな講座】

2月14日(木) 9:30~

【みやこ学講座】

2月17日(日) 9:00~

【初級古文書講座】

2月22日(金) 10:00~

臨時休館のお知らせ

館内整理および燻蒸作業のため、3月3日(月)~3月7日(金)の間、博物館は臨時休館いたします。

臨時休館中の博物館および文化財業務に関することについては、以下へお問い合わせさせていただきますようお願い致します。

教育委員会 生涯学習課

電話 3114

1月の博物館をめぐるできごと



犀川小学校3年生の皆さん

1月16日(水)犀川小学校3年生の皆さんから学習成果の掲示パネルとオリジナルの「ふるさと観光ガイドシナリオ」をお届けいただきました。

子供たちの熱心な取材成果が反映されたシナリオは、そのままガイドブックに使える力作で、手伝った学芸員も感心しきりでした。犀川小3年生の皆さん、ありがとうございました。



博物館での事前学習の様子。みんな熱心にメモを取っていました



小倉城前を進む参加者。ゴールも近くなって足取りも軽く

1月19日(土)友の会恒例の「歴史たんけんウォーク」が新春の小倉城下町を舞台に行われました。

33名の参加者は、北九州市観光ボランティアガイド・進清風さんの案内で約5kmのコースを「完歩」しました。

肌寒くはありましたが恵みの好天のもと、到津八幡神社・篠崎八幡神社や、紫川沿いの史跡(小倉城御土居・小倉城庭園・小倉城など)を見学しました。



篠崎八幡神社の楼門前にて。節分用のお多福門がありました。

《古文書解読コーナー》

① 答

ヒントカラーリング。トーン。

② 見立

ヒント修業。「〇〇期間」

③ 三音

ヒント物を50000。物55。

④ 費具

ヒント履具

⑤ 怪人

ヒント負傷者

◎ 答え

(反対向きに見てください)

① 答
 ② 見立
 ③ 三音
 ④ 費具
 ⑤ 怪人

知ってるつもりでのヒト・モノ・コトに意外なドラマ...

みやこの歴史発見伝 ① 小倉藩の高札場

高札・高札場

高札は、法令を人々に知らせるため、その内容を板に墨書し、町・村の辻や橋のたもとなど、人目につきやすい場所に掲示したものです。古くは奈良時代から見られるものですが、とくに江戸時代には、都市・農村を問わず、常設の高札揭示場（高札場）が各所に設けられ、法令の告知手段として広く用いられました。例えば、江戸時代後期、仲津郡国作手永（現みやこ町・行橋市の一部）では、所属する一五ヶ村中九ヶ村に高札場が設けられていました。不設置の六ヶ村は、名目上、近隣の設置村との「最合」（＝共同設置）でした（国作手永大庄屋天保八年日記九月二日条）。

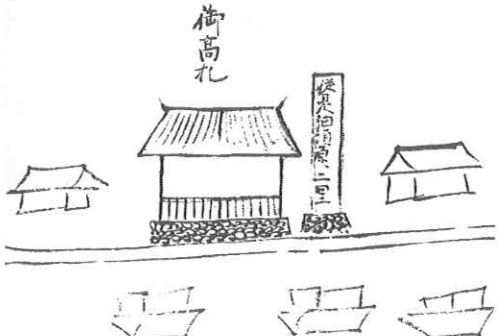
また、同じ高札場でも宿場町や港町は、掲示される高札の枚数が多く（二五枚前後）、当然高札場の建家も大きいため「大高札場」と呼ばれました。例えば仲津郡では、宿場町の大橋村（現行橋市）・山鹿村（現みやこ町）および港を抱える沓尾村・菟島村（現行橋市）の四村に大高札場が設けられていました（長井手永大庄屋天保一四年日記三月四日条）。これ以外の一般的な高札場

には、キリシタン禁制をうたった二枚の高札が掲げられていたようです。

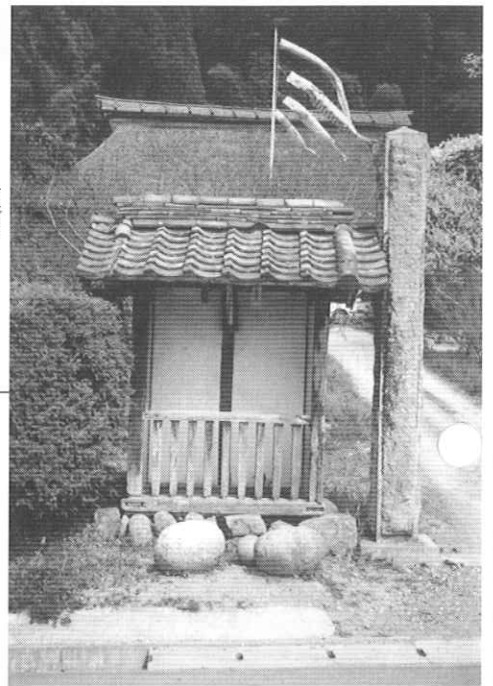
高札の役割

高札および高札場には、幕府を頂点とする国家権力を誇示・象徴するものとしての意味がありました。そのため高札場は石垣などで周囲より一段高くするなどし、管理には町や村の役人があたりました。地方によつては、人々が高札場の前を通行する際、一札することを強要したといえます。

したがって、このような「権威の象徴」を、もし粗末に取り扱うようなことがあれば大変でした。例えば、天保一五年（弘化元年）



▲山鹿村（現みやこ町犀川山鹿）の高札場（九州大学記録資料館所蔵 長井手永大庄屋慶応四年日記）



▲現存する高札場（田川郡添田町）旧田川郡添田手永野田村の高札場。小倉藩域で唯一現存するもの。

一八四四に仲津郡彦徳村（現みやこ町）で高札が紛失し大騒ぎとなりました。同年三月一三日、同郡大村（現みやこ町）の上御本陣（公営の宿泊施設）において、筋奉行（郡奉行）をはじめ総勢二〇名近くの役人による取り調べが行われています。（長井手永大庄屋天保一五年日記三月一三日条）。

管理担当者であった庄屋らは詰問されたことでしょう。

寺子屋の手本

一方、高札に書かれた法令の文章は簡潔で、書かれた文字もお手本のように綺麗でしたから、その写しを寺子屋で教科書のように使用することがありました。小倉藩での一例として、嘉永七年（安政元年・一八五四）七月、仲津郡筋奉行は長井手永（現みやこ町犀川の一部）の大庄屋に対し「高札場に掛けてある法令を百姓の子供達が文字の練習をする手本として書き写させ

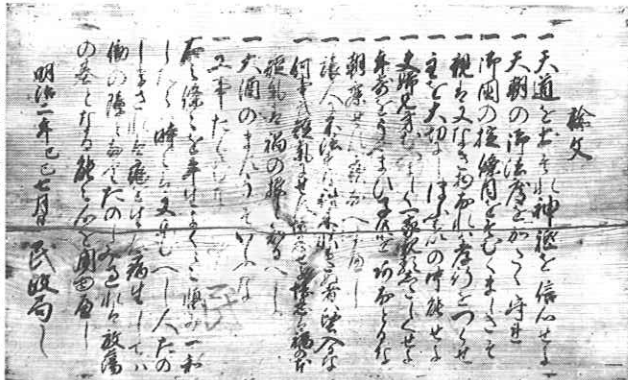
れば、自然と法令を覚え込むであろうから寺子屋の師匠たちへそのように申し聞かせること」（国作手永大庄屋嘉永七年日記七月二日条）と指示しています。

早とちり

「権威の象徴」たる高札は、基本的に藩から支給されるものであり、たとえ文字が薄くなっても勝手に墨を加えることなど出来ませんでした。勿論、指示も無く高札を自作するなどのもつての外でした。

天保八年（一八三七）、伯耆国米子沖にある小島への渡海を禁じた幕府のお触れが、小倉藩の各村に届きました。ところが、そのお触れの末尾に「触書の趣、板札に認め高札場等に掛け置き申すべきもの也」と指示があるのを、企救郡祇園町村（現北九州市小倉南区）の庄屋は早とちりし（この指示は幕府から各藩主らへのものであり、各村庄屋への

指示ではない）、そのお触れの文面を「手拵」の高札に仕立て、高札場に掲示してしまいました（国作手永大庄屋天保八年日記三月二五日条他）。すぐに藩は撤去させましたが、領内に同じことをした村が他にないか調べたところ、仲津郡大橋村でも「手拵」の高札を掲示していることが判明しました。大橋村庄屋はすぐにその高札を撤去し、藩に詫びていますが（同前九月五日条）、このような早とちりが生じたこと自体、高札の権威、つまりは幕府や藩の権威が低下したことを示している、とは考え過ぎでしょうか。（川本英紀）



▲明治二年香春藩旧小倉藩の高札（高札による法令の告知方法は明治六年（一八七三）一月に廃止された）